



は し が き

このたびは、会社設立おめでとうございます。

貴社のこれからの限りないご発展とご活躍を期待いたします。

さて、会社を運営していくうえでは、得意先の拡大、労務対策、金融対策など、いろいろなご苦労が多いことと思われませんが、「税金」の問題も重要な仕事の一つであります。

法人税、源泉所得税、消費税等さまざまな税金が会社に関係してくるわけですが、適正な納税は、対外的な信用を高めるだけではなく、会社の経営強化にもつながることとなります。

そこで、この小冊子では新たに会社を設立した社長さんを念頭におき、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明いたしました。

具体的な税法の内容や税務処理の手続きなどにつきましては、法人会の説明会などで十分勉強していただき、適正な申告と納税を率先して実行されるよう期待してやみません。

なお、本書の発行にあたっては、税理士の奥田匀先生にご執筆、ご協力いただいたことに対し厚く御礼申し上げます。

公益財団法人 全国法人会総連合

※本書は平成25年6月1日時点における法令等に基づき作成されています。

目次

1	会社のスタートはまず届出書の提出から	4
2	青色申告法人になって税の特典を受けよう	5
3	会社は納める税金のデパート	6
4	確定申告書の提出及び納付はいつまで	7
5	決算利益と所得金額との関係	8
6	収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある	9
7	売上原価の見積計上はOK、販売管理費の見込計上はNO	10
8	中小法人のさまざまな優遇制度	12
9	特定同族会社には留保金課税が適用される場合がある	14
10	役員給与には損金になるものとならないものがある	15
11	減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する	17
12	減価償却費の計算方法には定額法と定率法がある	19
13	少額な減価償却資産は一時の損金処理が可能	20
14	交際費は全額損金不算入	22
15	売掛金等の債権が回収不能となったとき(貸倒損失)	24
16	金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合(貸倒引当金)	25
17	法人税・加算税などの税金は損金とならない	27
18	源泉徴収した所得税は預り金	28
19	課税されない現物給与	29
20	消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある	31